

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 17 日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

（1）調達物品の名称及び契約期間予定購入量

令和 8 年度工業用水濁質処理薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））

契約期間予定購入量 40,000 キログラム

ただし、契約期間予定購入量はあくまで予定であり、実際の購入量は増減することがある。

（2）調達物品の仕様

別添「購入仕様書」による。

（3）納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4）納入場所

鳥取県鳥取市古海 250 鳥取県企業局東部事務所

（5）入札方法

入札は、紙入札により行うこと。

入札に当たっては、（1）に示す調達物品の 1 キログラム当たりの単価（小数点以下第 2 位までを記載することができる。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第 4 号）の入札金額（税抜）欄に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した入札金額（税抜）に実際購入量を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の入札金額（税抜）欄に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、契約期間予定購入量は最低購入量を保証するものではないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の理工化学薬品に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、

県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月17日（火）から同年3月4日（水）までの間にインターネットの企業局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月17日（火）から同年3月4日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）午後1時30分 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（水）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月4日(水)正午までに提出(郵送の場合必着)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の入札金額(税抜)に購入仕様書の4に示す契約期間予定購入量を乗じて得た金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかつた場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかつた場合は、落札決定を行わないものとする。